

東京都立府中工業高等学校学則

第1章 目的及び使命

第1条 東京都立府中工業高等学校（以下「本校」という）は高等学校普通教育及び専門教育を施すことを目的とし、特に工業界の有為な中堅技術者として、国家及び社会の発展に貢献し得る資質を育成する。

第2条 修業年限、学科及び生徒定員

第3条 学科及び生徒定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	総定員
機械科	35	105
電気科	70	210
情報技術科	35	105
工業技術科	35	105

第3章 学年、学期及び休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を分けて、次の3学期とする。

1学期 4月1日から8月31日まで

2学期 9月1日から12月31日まで

3学期 1月1日から3月31日まで

第6条 休業日は次のとおりとする。

1 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

2 冬季休業日 12月26日から1月7日まで

3 春季休業日 3月26日から4月5日まで

4 開校記念日 11月5日

5 都民の日 10月1日

6 その他東京都教育委員会（以下「委員会」という）が定める日

第4章 教育課程等

第7条 教育課程は学習指導要領及び委員会が定める基準により編成する。

第8条 全課程を修了したと認められた者には卒業証書を授与する。

第5章 入学、退学及び休学

第9条 入学選抜については委員会の定めるところによる。

第10条 入学許可予定者は、入学確認書を指定の期日までに提出する。

第11条 心身の故障その他やむを得ない事由によって、退学を希望する者は保護者（又は保証人）連署の上その事由を詳記し、願い出て許可を受けるものとする。

第12条 心身の故障のため3カ月以上の休養を要する者、その他特別の事由により3カ月以上出席困難な者は、許可を受けて休学することができる。

休学の期間は、その学年の残余の期間とする。ただし休学の理由が、なお消滅しない場合には、願い出により病状等に応じ、最初に休学許可のあった日から起算して2年をこえない範囲で更新することができる。

第6章 授業料及び入学考查手数料等

第13条 授業料、入学考查手数料、入学料及び証明書手数料は「東京都立学校の授業料等徵収条例」の定めるところによる。

第7章 嘉賞 罰

第14条 精勤な者、素行学業共に優秀な者、または特殊な善行のあつた者に対しては、表彰を行うことがある。

第15章 懲戒

1 教育上必要があるときは、懲戒を加えることがある。

2 懲戒は退学、停学、訓告、その他のとする。

3 退学は、下記の各号の1に該当する者に対して行う。

性行不良で改善の見込がないと認められる者。

学力劣等で成績の見込がないと認められる者。

正当の理由がなくて出席常でない者。

学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

付 则

この規則は、昭和37年12月1日から施行する。

この規則は、平成17年4月1日改正。

この規則は、平成19年4月1日改正。

生徒心得

1 身だしなみ

(1) 制服等

①制服
男子の制服は、本校が定めたブレザー・ズボンの上下とし、本校指定の業者から購入したものをして着用すること。女子の制服は、本校が定めたブレザー・スカート・ズボン・ベストとし、本校指定の業者から購入したものをして着用すること。

②ワイシャツ
白無地のものとし、生地の質は、容易に下着が透視できないもので、襟形は通常標準とされているものとする。

③ネクタイ

本校が定めたえんじ色のものとし、本校指定のものを用いる。

④校章バッジ

校章バッジは、本校指定の学年別に色分けされたものをブレザーの左襟につける。

⑤夏季の服装

5月1日から10月31日は、特に指示のないかぎりブレザーを着用しなくてもよい。また、ブレザーを着用しない場合は、ネクタイも着用しなくてよい。ワイシャツは、ワイシャツに準じた半袖シャツまたは開襟シャツも認めるものとする。ブレザーを着用しないで登下校するときは、ワイシャツの胸に校章をプリントしたものを使う。

⑥その他

ネクタイ、バッジ、校章プリントが必要な場合は、本校経営企画室で購入すること。

(2) 制服以外の服装・持ち物等

①靴

通学に用いる履物は、簡素で黒または茶の短靴および運動靴とする。

②ストッキング

女子の使用するストッキングは、無地で肌色または黒とする。

③カバン

カバンは、スクールバッグまたはスポーツバッグ、ディバッグとする。

④体育着・作業着

体育着・作業着は、本校指定のものを着用し、体育や実習の授業を受けるとき、特に指示のあつた場合、許可を得た場合のみ着用してよい。

(3) 注意事項

本校では、以下の事項にして学校生活を送ること。また、以下の事項になくとも、学校で不適当認めめたものは、直ちに学校の指示に従うこと。

①制服

いかなる場合でも、登下校には制服を着用すること。また、校外における学校行事に参加する場合、休日・休業中に部活動、その他の用件で登校する場合でも、特に指示のない限り制服を着用すること。

男子のズボンには、簡素なベルトを用いたり、ズリ下げたり変形したり加工しないこと。
女子は、スカートの丈を購入時の寸法(膝下5cm)から変更しないこと。

②バッジ

ブレザーに、本校指定の校章バッジ以外を付けないこと。

③靴

通学する靴は、エナメル靴や金属製の飾りや靴底ブレートのついたものにしないこと。サンダルや下駄などの登校もしないこと。

④カバン

紙袋・ビニール袋等をカバンの代わりに使用しないこと。(蛍光色等の派手な色や模様のものは認めない)

⑤防寒具・雨天用の用具等

ブレザーを着用しているときに限って、襟型がVネックのカーディガン・セーターおよびベスト(ただし、無地かつ地味なものとし、派手なものや、丸首は認めない)をブレザーの下に着用することを認める。ただし、カーディガン・セーターおよびベストを着用しているときは、ブレザーを脱いで行動してはいけない。
(女子の学校指定のベストは可)

雨天用の用具、防寒コート、マフラー等は華美なものを使用しないこと。

⑥男女に関わらず、化粧は禁止する。無色の薬用リップはこの限りではない。

⑦指輪・ピアス等

指輪、ピアス、ネックレス、プレスレット等その他これらに類するものは、一切身につけないこと。

(4)頭髪について

髪形は端正で、清潔感のある高校生としてふさわしいものとし、以下の注意事項に留意すること。

また、以下の注意事項なくとも、学校で不適当と認めたものは、直ちに学校の指示に従つて髪形を直さなくてはならない。

①変色：人工的に色を変える染毛、脱色等は、すべて認めない。

②長髪：當時、耳が隠れているもののや、髪の先端が襟にどいでいるもの、前髪が目にかかるものは認めない。ただし、女子については、この限りではない。

③ペーマやウエーブ等を出す行為は禁止する。

④ヒゲ、まゆ剃りや、そりあげ等顔の表情を著しく

変容することを禁止する。

2 生徒手帳

(1)登校または校外の学校行事に参加する場合、生徒証とともに生徒手帳を常時携帯すること。

(2)紛失・破損した場合は、係の先生に届け出て再発行してもらう。

(3)生徒手帳の諸届・連絡当の欄は次のよう活用する。

3 生徒手帳活用例（連絡・証明・諸届等）

月 日	内 容	理 由	保護者印	担任印	他
	欠 席	○月○日～○日 腹痛のため			
	退 刻	○月○日第○時限 自転車故障のため			
	早 退	○月○日第○時限 発熱のため			
	欠 謄	○月○日第○時限 通院のため			
	異 装	○月○日～○日 上衣、洗濯のため			
	見 学	○月○日第○時限 風邪のため			
	外 出	○月○日昼休み 提出物をとりに行くため			
	連 絡	進路相談のため○月○日 時に来校してください。			
	届	○月○日 地毛が赤毛、天然ウェーブ			

4 オートバイ・自動車

(1)オートバイ・自動車を利用しての通学、及び校外学校行事への参加は認めない。また、通学以外においても制服を着用しての乗車・同乗は同様に認めない。

(2)在学中運転免許証は、できるだけ取らない。

(3)在学中、オートバイ・自動車には、できるだけ乗らない。

5 アルバイト

(1)授業におけるアルバイトは禁止する。
ただし、やむを得ない事情で授業日にアルバイトを行う場合には、授業、学業に支障のない範囲とすること。

6 登 下 校

(1)予鈴(8:25)までに登校し、授業の準備をすること。

(2)下校時刻(時程表記載)以後は、本校職員に直接指導を受けて行われる各種の活動の場合以外は学校に残ることはできない。ただし、文化祭準備期間における特別に定めのある場合を除く。

(3)登校後は授業終了まで外出を一切認めない。ただし、通院および校務など、やむを得ない理由で外出の必要があるときは、生徒手帳に理由を記入し、学級担任の許可を得る。(学級担任が不在のときは、副担の教員の許可を得る。また、生徒手帳を忘れた場合は所定の用紙を適用する。)

7 授 業

(1)始業のチャイムまでに授業の準備をし、自席について先生を待つ。

(2)決められた自席を勝手に変更しない。

(3)授業中、私語や授業妨害など他人に迷惑のかかる行為はしない。

(4)レポート・ノート等全ての提出物は、その提出期限を厳守する。

8 星食等

- (1)星食は各自持参する。(昼食のための外出は認めない。)
- (2)星食場所は教室とする。(廊下などで歩きながら飲食することは一切禁止する。)
- (3)昼食後の後始末は、各自責任をもつて行う。
- (4)インスタント食品・涼飲料などの持ち込みを禁止する。
- (5)自動販売機(缶飲料)、空き缶、ペットボトルは指定の回収箱に入れること。飲み歩きはしない。
- 便用法等が悪い場合は生活指導部の判断で使用を停止する。

9 清掃

- (1)授業終了後(水曜日はホームルーム活動後)直ちに教室・副分担の清掃を行う。終了後、学級担任または担当の先生に報告し、当番の班の全員が残って点検指導を受ける。
- (2)清掃用具は、所定の場所に保管し学級で管理する。
- (3)消耗品・用具の不足は、学級担任または担当の先生を通して係の先生に願い出て、補充する。
- (4)黒板・くず箱の清掃・机の整頓・消灯・窓の施錠など、特に注意する。
- (5)大掃除は、別途計画で実施する。

10 クラス日直

- (1)一般的な授業の準備、例えば黒板の清掃などをを行い、また、指示のある科目については、授業担当の先生と事前の車絡をとり、授業に支障のないように心がける。
- (2)実習・製図・体育などで教室を開けるときは必ず施錠する。
- (3)昼食後は、教室・廊下等の整備を行う。
- (4)学級日誌に、一日の授業の様子・清掃状態などを記入し、学級担任に提出し指導を受ける。
- (5)その他、学校・先生から指示された用務を行う。

11 定期考査

- (1)一科目あたりのテスト時間は原則として50分とし、終了まで教室を出ることはできない。
- (2)受験中は、そのテストに必要な物品以外は、すべて教室の前後または椅子に下に整理しておく。
- (3)受験中、物品の貸し借りは禁止する。やむを得ない場合は静かに手をあげ、監督の先生の指示を受ける。
- (4)座席は出席番号順とする。机の間隔を十分とする。
- (5)定期考査中に携帯電話などを使用してはいけない。また、時計代わりに見ただけでも、不正行為(カンニング)とみなされ、特別指導になる場合がある。学習に不要なもの(携帯オーディオ機器、ゲーム機など)も同様の扱いとなる。
- (6)不成行為のあった場合は、その科目はもちろん、それ以後のテストは受けられない。
- (7)定期考査1週間前より期間中は部活動を原則として禁止する。ただし、大会参加等で活動が必要な場合は顧問の申し出により試験勉強に支障のない程度の活動として認める。

12 校外団体への加入・参加

- 生徒会・部活動などが、校外団体に加入するとき、または、その行事に参加するときは、必ず事前に係の先生の許可を得る。他校生徒会・部活動と共同で行事を行いうときも同様とする。
- 校舎・校具は大切に取り扱い、万一、破損・紛失したときは、直ちに学級担任または係の先生に届け出で指示に従う。状況により、弁償されることもある。

13 掲示

- 校内に掲示・はり紙・陳列・配布などする場合は、必ず事前に学級担任または係の先生の許可を得る。

14 掲示

- (掲示・はり紙等については、その期限を明示することを原則とし、期限終了後は直ちに取外す。)

15 諸届

- (1)住所変更・保護者に関する変更・改姓改名などの変更があつたときは、所定に様式により直ちに学級担任に提出する。
- (2)退学・転学・休学・復学等に関する書類は、所定の様式により経営企画室に提出する。
- (3)証明書類が必要なときは、所定の様式により経営企画室に申請する。
- (4)旅行届は、事前に所定の様式により学級担任に提出する。
- (5)山行届は、事前に所定の様式により学級担任に提出する。
- (6)その他、生徒手帳を利用しない諸届・願は、すべて学級担任を通じて提出する。

(例えば、長期にわたる体育見学願・一週間を超える欠席届・忌引届など)

16 校内外の生活上の注意

- (1)遺失物・拾得物直ちに先生に届け出る。
- (2)校内を問わず、カンパン行為・生徒間の物品売買を行わない。(他校生も含む。)
- (3)校内を問わず、飲酒・喫煙・薬物乱用・いじめ・恐喝・万引きなどの非行行為(同伴も含む)は絶対にしない。
- (4)校内を問わず、いかなる理由でも暴力を行使しない。
- (5)高校生としてふさわしくないと思われる遊戯場・飲食店等に入りしない。
- (6)登下校中のマナーや交通ルールを守る。(電車、バス、道路で騒ぐなどの迷惑行為をしない)

(7)学習に不要なもの(マンガ・ゲーム機など)。

多額の金品を校内に持参しない。

(8)机の中・椅子に下など教室内に、教科書・ノート類を残したまま下校しない。

(9)ロッカー・鞄箱について
施錠は各自で行い、自分が使用するロッカー・鞄箱の管理に責任をもつ。破損した場合は、

生徒が修理費を負担する。

ロッカーの中には、決められた物以外は入れない。(一般の教科書・ノート等は必ず家に持ち帰る。)

ウ 隨時、臨時検査を行う。

(10)エアコンについての使用規定は、使用開始時期
及び使用方法を別途に指示する。

17 携帯電話

(1)携帯電話は、自己の責任において管理し、授業時間以外で使用することを認める。(但し、遊戯目的に使用してはならない。)

(2)紛失・盗難に遭わぬよう自分でしっかりと管理すること。また、ハイテク犯罪等に遭わないため、
容易に電話番号や住所、メールアドレス等の個人情報を他人へ教えてはならない。

(3)ケータイマナーを守り、授業中やこれに類する学校行事中に使用することは禁止する。